

番 号  
令和5年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 八雲町地域公共交通活性化協議会  
住 所 北海道二海郡八雲町住初町138番地  
代表者氏名 会長 岩 村 克 詔

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和5年6月26日

（名称）八雲町地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称
八雲町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>八雲町の人口は、令和2年度国勢調査で、15,826人であったが、このうち65歳以上の人口比率は、急激に上昇しており、人口減少や高齢化の進行は今後も加速し続けていくことが想定される。</p> <p>町内全域での高齢化や公共交通機関に頼らざるを得ない町民の増加により、公共交通の維持・確保の必要性が近年増しているなかで、熊石・八雲間は、高校、JR八雲駅、病院、公共施設、商業施設などの主要施設や、近隣町を結ぶ重要な位置づけにある。</p> <p>令和2年10月より、江差・八雲間の北海道の補助金が打ち切られることとなり、沿線自治体負担での路線維持が厳しいことから、熊石・八雲間の路線を確保する必要がある。</p> <p>また、高齢者や免許を取得できない高校生等、交通弱者の移手段の確保が課題となっているため、路線のデマンド化へ取り組み、効率的かつ持続的な公共交通を地域に密着させ、公共交通における利用者の確保を図ることを目的とする。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>1日平均乗車人数 15人/日</p> <p>※参考 熊石八雲間予約バス 令和3年10月～令和4年9月実績 11.2人/日 函館バス江差八雲線 令和2年度実績18人/日</p>
（2）事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 檜山海岸線、檜山海岸線デマンドバス（熊石・大成間）と接続でき、利用促進が図られる。</li> <li>・ 徒歩での移動が困難な交通弱者の移手段を確保できる。</li> <li>・ 熊石・八雲間における移手段が充実する。</li> <li>・ 病院や商業施設（八雲市街地）へアクセスしやすくなり、日常生活に必要な社会基盤が維持される。</li> <li>・ 高齢者の交通事故発生の減少が図られる。</li> </ul>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八雲高等学校へ通学する生徒への通学補助制度の運用（八雲町）</li> <li>・ 広報での周知（八雲町）</li> <li>・ 町や病院のホームページへ掲載（八雲町）</li> <li>・ LINEでの周知（八雲町）</li> <li>・ その他公共交通機関との乗継、利用例などの紹介（八雲町）</li> <li>・ 町内イベントに出席し、取組のPRを実施（八雲町）</li> </ul>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
八雲町から運行事業者への補助金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担する。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
有限会社 八雲ハイヤー
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 <u>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</u>
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>熊石・八雲間の運行は、令和3年に運行を開始した路線であり、当該路線を運行するための車両を手当てすることができなかつたため、新たに14人乗りの車両を令和3年に1台導入した。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>1日平均乗車人数 15人/日  ※参考 熊石八雲間予約バス 令和3年10月～令和4年9月実績 11.2人/日  函館バス江差八雲線 令和2年度実績18人/日</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>熊石・八雲間の路線を確保することにより、熊石地域の高齢者や八雲高等学校へ通う生徒の移動手段が確保される。また、これまでの公共交通機関では対応できなかった熊石地域エリアのDoor to doorでの運行が可能となり、利便性の向上と利用者増が見込める。</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。  なお、八雲町から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとする。</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>1 車両の代替による費用削減等の内容  ※該当なし  2 代替車両を活用した利用促進策  ※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
<b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要	
<b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額	
<b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>	
※該当なし	
21. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 31 年 3 月 28 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画策定事業協議</li> <li>・令和 元年 7 月 10 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画策定協議、町民アンケート調査方法について</li> <li>・令和 元年 10 月 24 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画、町民アンケート調査結果確認</li> <li>・令和 2 年 1 月 14 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画策定協議（素案）</li> <li>・令和 2 年 3 月 16 日 八雲町地域公共交通会議 地域公共交通網形成計画協議（最終）及び承認（書面開催）</li> <li>・令和 2 年 6 月 19 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 檜山線海岸線デマンドバス実証運行について</li> <li>・令和 2 年 9 月 4 日 八雲町地域公共交通会議 檜山海岸線予約バス運行調査結果</li> <li>・令和 2 年 12 月 25 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 地域交通空白エリア対策事業の承認（熊石—八雲間予約バス実証実験）</li> <li>・令和 3 年 6 月 28 日 八雲町地域公共交通会議 熊石—八雲間予約バス本格運行協議</li> <li>・令和 4 年 6 月 24 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 熊石—八雲間予約バス運行に係る令和 5 年補助年度八雲町地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認</li> <li>・令和 4 年 10 月 7 日 八雲町地域公共交通会議（意見照会） 八雲町公共交通実証実験に係る意見照会</li> <li>・令和 4 年 11 月 22 日 八雲町地域公共交通会議 八雲町公共交通実証実験について協議</li> <li>・令和 5 年 1 月 17 日 八雲町地域公共交通会議（書面開催） 地域公共交通確保維持改善事業に関する評価について</li> <li>・令和 5 年 4 月 26 日 八雲町地域公共交通活性化協議会（仮称） 協議会設立要綱等</li> <li>・令和 5 年 6 月 26 日 八雲町地域公共交通活性化協議会 令和 6 年補助年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認</li> </ul>	

## 22. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和元年度に町民の公共交通利用実態等を把握するため、各地区の満 16 歳以上の町民比率に基づき、住民基本台帳から無作為に抽出した 4,215 人を対象として、町民アンケートを実施した。
- ・また上記調査だけでは把握しにくい、地区別の固有の状況やニーズを把握するため地区別意見交換会を行った。
- ・上記の調査や公共交通事業者聞き取りに基づき、現況の課題等を整理し、八雲町地域公共交通網形成計画を策定。
- ・令和 3 年 2 月に熊石・八雲間予約バス導入に向けての実証実験運行を行った際、利用者向けのアンケート調査を実施した。
- ・令和 5 年 2 月に行った公共交通実証実験において、住民の意見を調査するためアンケートを実施した。

## 23. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	北海道開発建設部函館開発建設部八雲道路事務所所長 北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室室長 北海道渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所所長
関係市区町村	北海道八雲町長 八雲町建設課長、地域振興課長、保健福祉課長、学校教育課長 八雲総合病院事務長、熊石国民健康保険病院事務長
交通事業者・交通施設管理者等	北海道函館方面八雲警察署交通課長、函館バス株式会社常務取締役、有限会社八雲ハイヤー代表取締役、有限会社旭ハイヤー代表取締役、エスジーハイヤー株式会社代表取締役、JR 北海道八雲駅長、合同会社キャンタク代表取締役
地方運輸局	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局主席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	八雲町町内会等連絡協議会長、熊石町町内会連絡協議会長、落部連合町内会長、八雲商工会総務委員長、八雲観光物産協会代表理事、函館地区交通運輸産業労働組合協議会事務局長、地域住民代表、せたな町まちづくり推進課長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地

(所 属) 政策推進課新幹線・公共交通係

(氏 名) 長谷川 佳洋

(電 話) 0137-62-2300

(e-mail) [seisaku@town.yakumo.lg.jp](mailto:seisaku@town.yakumo.lg.jp)

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確

保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	八雲町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	9,027
交通不便地域	15,826

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
15,826	全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
八雲町地域公共交通網形成計画	2020/3/24	令和2年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ロ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ロ②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）





表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
八雲町	有限会社 八雲ハイヤー	1	( ) 熊石・八雲線	小型車両			14	R3.9			一括
		2	( )								
		3	( )								
		4	( )								
		5	( )								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

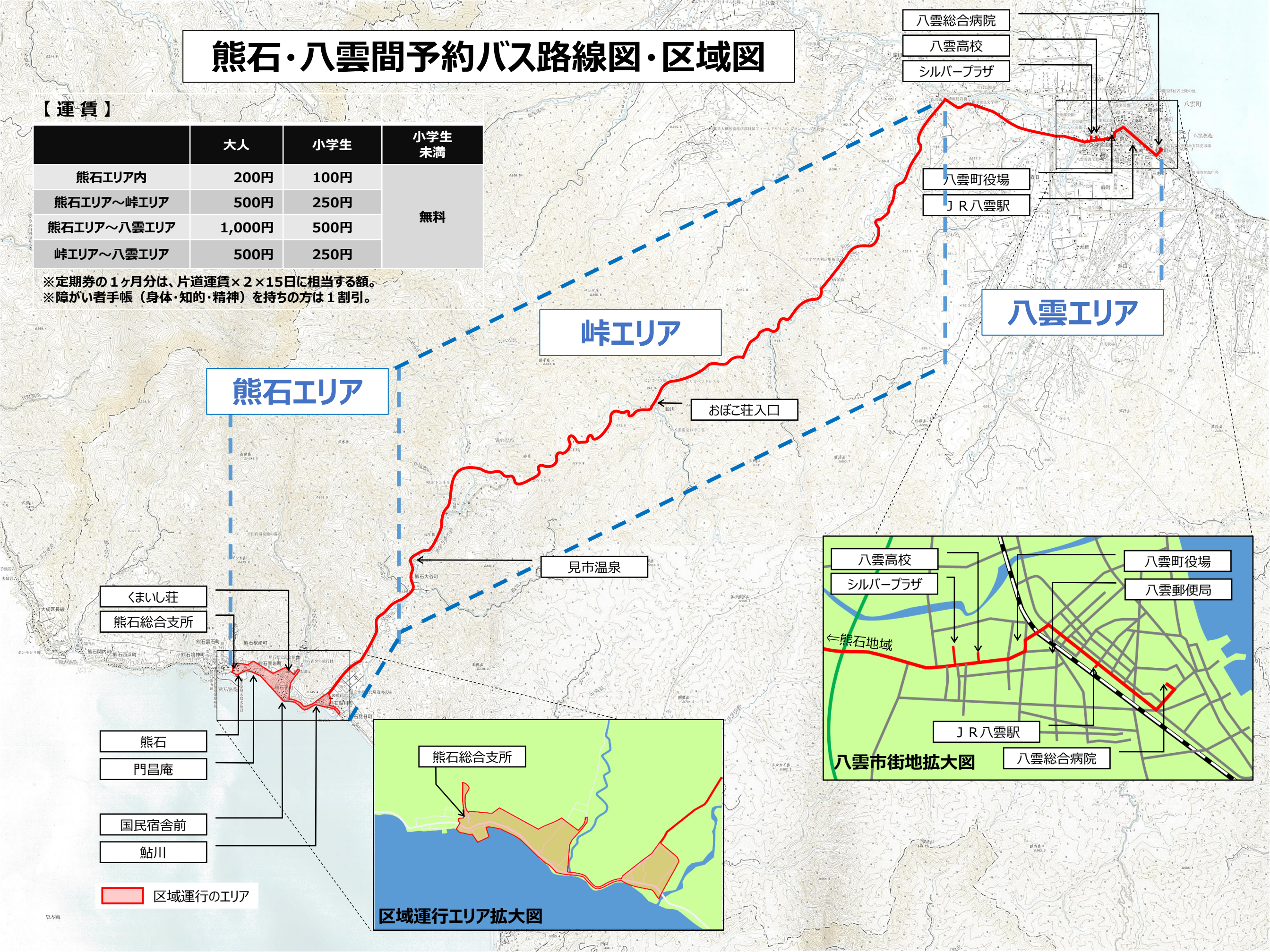


# 熊石・八雲間予約バス路線図・区域図

## 【運賃】

	大人	小学生	小学生未満
熊石エリア内	200円	100円	無料
熊石エリア～峠エリア	500円	250円	
熊石エリア～八雲エリア	1,000円	500円	
峠エリア～八雲エリア	500円	250円	

※定期券の1ヶ月分は、片道運賃×2×15日に相当する額。  
 ※障がい者手帳（身体・知的・精神）を持ちの方は1割引。



八雲総合病院  
 八雲高校  
 シルバープラザ

八雲町役場  
 JR八雲駅

八雲エリア

峠エリア

熊石エリア

おぼこ荘入口

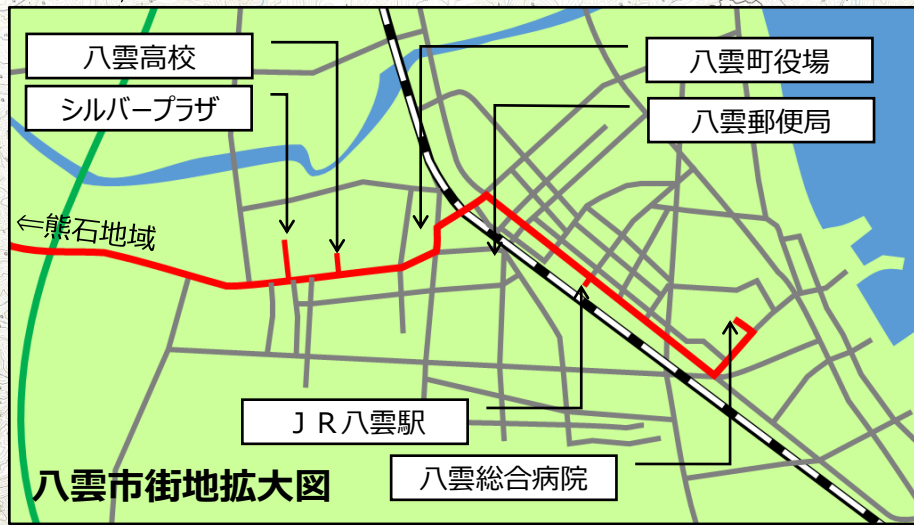
見市温泉

くまいし荘  
 熊石総合支所

熊石  
 門昌庵

国民宿舎前  
 鮎川

区域運行のエリア



区域運行エリア拡大図



### 熊石・八雲間予約バスダイヤ(案)

令和5年10月1日～

		熊石 ⇒ 八雲		
		第1便	第3便	第5便
函館バス	江差ターミナル	5:25	12:00	17:35
	泊川	6:38	13:13	18:51
	熊石バス停	6:50	13:25	19:03
東ハイヤー	太田	6:04	13:00	18:14
	関内	6:43	13:44	18:53
	国保病院	6:49	13:50	18:59
	熊石バス停	6:50	13:51	19:00
八雲ハイヤー	熊石バス停	7:14	14:02	19:05
	門昌庵	7:15	14:03	19:06
	鮎川	7:19	14:07	19:10
	見市温泉入口	7:25	14:13	19:16
	おぼこ荘入口	7:38	14:26	19:29
	シルバープラザ	7:58	14:46	19:49
	<b>八雲高校</b>	<b>7:59</b>	14:47	19:50
	JR八雲駅	8:03	14:51	19:54
	八雲総合病院	8:08	14:56	19:59
	帰庫	8:14	15:02	20:05
特急	JR八雲駅	8:45	16:08	
	JR札幌駅	11:28	18:47	
	JR八雲駅	8:28	14:58	21:25
	JR函館駅	9:33	16:08	22:31

		八雲 ⇒ 熊石		
		第2便	第4便	
特急	JR函館駅		10:45	16:40
	JR八雲駅		11:53	17:47
	JR札幌駅		9:38	14:38
	JR八雲駅		12:25	17:20
八雲ハイヤー	出庫	6:00 ※目安	12:58	17:58
	八雲総合病院		13:04	18:04
	JR八雲駅		13:09	18:09
	<b>八雲高校</b>		<b>13:13</b>	<b>18:13</b>
	シルバープラザ		13:14	18:14
	おぼこ荘入口	回送	13:34	18:34
	見市温泉入口		13:47	18:47
	鮎川		13:53	18:53
	門昌庵		13:57	18:57
	熊石バス停	6:45	13:58	18:58
東ハイヤー	熊石バス停		14:00	19:05
	国保病院		14:01	19:06
	関内		14:07	19:12
	太田		14:46	19:51
函館バス	熊石バス停		14:15	19:13
	泊川		14:27	19:25
	江差ターミナル		15:47	20:42

出庫～帰庫	2:14(6:00-8:14)	2:04(12:58-15:02)	2:07(17:58-20:05)
-------	-----------------	-------------------	-------------------